

令和5年
7月号

濱田会計事務所通信

令和5年7月3日発行 Vol.71

適格請求書等保存方式は非常に複雑で手間も多い制度ですが消費税の計算方法について簡易課税制度を選択した場合は、ほとんど影響がありません。

簡易課税制度は字の通り一定の事業規模以下の事業者の消費税の計算方法を簡単に済ませる方法です。通常の計算方法よりも消費税の負担額が増加する可能性もありますが、インボイスを気にせず簡単に計算を行いたい事業者にとっては有用な制度です。選択が可能な事業者は利用を検討してみてください。

適格請求書等
保存方式
(インボイス方式)



簡易課税制度では適格請求書等の保存は必要ありません

消費税の原則的な計算方法では、売上の際に受け取った消費税から仕入等の際に支払った消費税を控除して納付すべき消費税の額を計算します。

この支払った消費税を控除する事を仕入税額控除と言い、仕入税額控除のためには適格請求書など消費税を支払った事を証明する書類を保存しなければなりません。

ただし、簡易課税制度を採用している場合は異なります。

簡易課税制度は原則として2年前の課税売上高が5000万円以下であり、事前に簡易課税制度選択届出書を提出している場合に適用されます。

消費税の原則的な計算では、売上の際の消費税と仕入等の際の消費税の全てを正しく計算する必要がありますが、簡易課税制度では売上の際の消費税のみで最終納付する消費税の額を計算します。簡易課税制度の計算は業種によって異なりますが、例えばサービス業の場合、売上の際に受け取った消費税の50%を控除して残りを納めます。

仕入れ等の際に支払った消費税は関係ありません。

仕入れ等の際に支払った消費税が関係ないという事は、消費税の計算上は仕入等を行った証拠を残しておく必要がないという事であり、従って適格請求書等を保存する必要もないという事になります。

計算例 原則的な計算方法

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 売り上げた際に受け取った消費税（仮受消費税） | 100万円 |
| (2) 仕入れ等の際に支払った消費税（仮払消費税） | 40万円 |
| ※ 適格請求書等の保存が 必要 | |
| (3) (1) - (2) = | 60万円 |

計算例 簡易課税制度による計算（サービス業：控除50%）

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 売り上げた際に受け取った消費税（仮受消費税） | 100万円 |
| (2) 簡易課税制度により控除される消費税（仮払消費税） | 50万円 |
| ※ 適格請求書等の保存は 不要 | |
| (3) (1) - (2) = | 50万円 |



YouTube
チャンネル



簡易課税制度を選択する場合の注意点

消費税の計算方法は原則的な計算と簡易課税による計算の2種類があり、それぞれにより納付する消費税の額は異なります。

例えば下記の計算例で仮受消費税が100万円、仮払消費税が40万円、ただしこの支払いに関する適格請求書を保存しておらず、かつ、最初の3年間の経過措置で仕入税額控除の8割が認められている場合、原則的な計算では消費税の納税額は68万円(①-②)となります。簡易課税による計算では、サービス業であれば仮受消費税の50%を控除して消費税の納税額は50万円(④-⑤)となり、簡易課税による計算の方が18万円有利となります。

ただし、もしこの年に適格請求書の保存のある税込330万円の車両を購入していたとすると、原則的な計算ではさらに30万円(③)の仕入税額控除が加えられるため、納付する消費税の額は38万円となります。簡易課税による計算の場合はこの車両の購入も関係ないので、原則的な計算による消費税の納税額の方が12万円有利となります。

計算例 原則的な計算方法

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| (1) 売り上げた際に受け取った消費税 | 100万円 (①) |
| (2) 仕入れ等の際に支払った消費税 (インボイス無し, 8割控除可) | 40万円 ⇒ 32万円 (②) |
| + 車両購入時の消費税 (インボイス有り) | +30万円 (③) |
| (3) (1) - (2) = | 38万円 |

計算例 簡易課税制度による計算 (サービス業 : 控除50%)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 売り上げた際に受け取った消費税 | 100万円 (④) |
| (2) 簡易課税制度により控除される消費税 | 50万円 (⑤) |
| 車両購入時の消費税は計算に影響がない | |
| (3) (1) - (2) = | 50万円 |

簡易課税制度を選択すると原則として2年間継続して簡易課税による計算を行わなければならないため、これらを踏まえて簡易課税制度を選択するかどうかを決めなければなりません。



YouTube
チャンネル



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非御覧下さい。

【最近の動画】

インボイス制度を理解しよう

- ・簡易課税制度を選択する場合の注意点
- ・小規模事業者に対する事務処理の軽減
- ・適格請求書の保存がない場合こうなります
- ・免税事業者が適格請求書を発行するには
- ・インボイス制度の2割特例



YouTube
チャンネル

 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

